

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市営住宅条例の一部を改正する条例

札幌市営住宅条例（平成9年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号イ中「（同法）」を「又は第10条の2（これらの規定を同法）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（理 由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴う規定整備を行うため、本案を提出する。